

京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱

第1 目的

国内最大の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、この抗ウイルス治療については月額の医療費が高額になること、又は長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから、早期治療の促進のため、この抗ウイルス治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては府民の健康の保持、増進を図ることを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は京都府とする。

第3 対象医療

この事業の対象となる医療は、C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているものとする。

当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料及び薬剤料については助成の対象とするが、当該治療と無関係な治療並びに入院時食事療養標準負担額及び入院時生活療養負担標準負担額は助成の対象としないものとする。

なお、抗ウイルス治療により軽微な副作用が発生した場合、当該治療の中断を防止するために併用せざるを得ない副作用の治療については、受給者証の認定期間中に限り助成の対象とする。

したがって、抗ウイルス治療を中断して行う副作用に対する治療は助成の対象としない。

第4 対象患者

京都府内に住所を有し、第3に掲げる対象医療を必要とする患者であって、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者のうち、保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）におい

て当該疾患に関する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けている者とする。

ただし、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる者は除くものとする。

第5 治療を行う医療機関

1 第3に規定する事業の対象となる治療については、知事が指定した保険医療機関（以下「指定医療機関」という。）において実施するものとする。

ただし、保険薬局については、この限りではない。

2 前号の指定を受けようとする者は、肝炎治療医療機関指定申請書（別記第1号様式）により知事に申請しなければならない。

3 指定医療機関が指定を辞退しようとする場合は、肝炎治療医療機関辞退申出書（別記第2号様式）により知事に申し出なければならない。

第6 助成期間

助成の期間は、同一患者につき原則1年を限度とする。

ただし、別添2に定める一定の要件を満たした受給者については、この限りでない。

第7 実施方法

1 事業の実施は、原則として第3に定める対象医療を適切に行うことができる指定医療機関及び保険薬局に対し、当該事業に必要な費用に相当する金額を交付することにより行うものとする。

2 第7の1の金額は、次の(1)に規定する額の合計額から(2)に規定する対象患者が負担する額を控除した額とする。

(1) 医療保険各法の規定による医療又は後期高齢者医療の医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該治療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

(2) 1箇月につき別表に定める額を限度とする額

第8 医療受給申請

この要綱により医療の給付を受けようとする者は、肝炎治療受給者証交付申請書（別記第3号様式。以下「申請書」という。）に、次に規定するすべての書類を添付の上、知事に申請しなければならない。

(1) 肝炎治療受給者証認定に係る診断書(別記第4号様式)

ただし、肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)の交付申請(更新)の場合は、医師の診断書に代えて、直近の認定(更新時の認定を含む。以下同じ。)以降に行われた検査内容及び治療内容が分かる資料を提出させることができるものとする。

(2) 申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し

(3) 申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の課税年額を証明する書類

(4) 知事が申請内容の審査に必要と認める書類等

なお、第8の(1)に規定する肝炎治療受給者証認定に係る診断書については、第5で規定する指定医療機関において記載するものとする。

また、申請書に申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者についてマイナンバー(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を記載し、直近年度の地方税関係情報について取得すること及び住民基本台帳関係公簿を閲覧することに同意し自ら署名を行った場合は、上記第8の(2)及び第8の(3)に規定する資料の提出を省略することができるものとする。

ただし、例外的に助成期間の延長が必要となる者は、あらかじめ有効期間延長申請書(別記第6号様式)を、副作用等の要因により受給者証の有効期間延長が必要となる者は有効期間延長申請書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

また、マイナンバーを用いた情報連携を実施することが可能な場合には、これらの提出書類の一部を省略することができる。医療保険の加入関係の確認は、マイナンバーを用いた情報連携を実施することで行うものとする。ただし、情報連携を実施することが難しい場合については、申請者等が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」(あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報のPDFファイルを表示した画面を含む。)により確認を行うこと。

第9 医療給付の決定

知事は、第8の申請書を受理したときは、申請に係る内容の適否について、肝炎専門医等から構成される京都府肝炎治療特別促進事業認定協議会に諮った上で、当該意見を尊重し、別添1に定める対象患者の認定基準により適正に認定するものとする。

医療の給付を承認したときは肝炎治療受給者証（別記第5号様式。以下「受給者証」という。）を申請者に交付し、承認しないときは具体的な理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

第10 受給者証の提示

受給者証の交付を受けた者が、指定医療機関及び第3に規定する事業の対象となる治療を実施した保険薬局（以下「指定医療機関等」という。）において本事業の適用を受けようとする場合は、受給者証を提示しなければならない。

第11 受給者証の有効期間の始期

受給者証の有効期間の始期は、原則として申請書を受理日の属する月の初日からとする。

第12 他府県からの転入者の取扱い

他の都道府県において発行された受給者証を所持する者が、京都府へ転入し、引き続き医療の給付を受けようとする場合には、転出日の属する月の翌月末までに、転出前に交付されていた受給者証の写し等を添えて知事に申請するものとする。

この場合における受給者証の有効期間は、転入日から転出前に交付されていた受給者証の有効期間の終期までとし、申請手続は第8を準用（ただし、同項に規定する添付書類は省略）するものとする。

第13 受給者証の記載事項変更

受給者証の交付を受けた者は、受給者証に記載された事項を変更しようとするときは、肝炎治療受給者証記載事項変更申請書（別記第8号様式）に受給者証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

第14 受給者証の再交付申請

受給者証の交付を受けた者が、受給者証を紛失した場合、肝炎治療受給者証再交付申請書（別記第9号様式）により知事に再交付を申請することができるものとする。

第15 治療費の請求及び支払い

- 1 指定医療機関等の長は、各月に行った医療につき、所定の診療報酬請求書及び診療報酬明細書を作成し、医療保険との併用分については、社会保険診療報酬支払基金に、また、国民健康保険との併用分については、国民健康保険団体連合会へそれぞれ請求するものとする。
- 2 受給者証の交付を受けた者で、特別の事由により指定医療機関等から請求できないときは、肝炎治療費請求書（別記第10号様式）に指定医療機関等が発行した療養証明書（別記第11号様式）を添付して知事に申請することができるものとする。
なお、受給者証の交付を受けた者が、第10に規定する事業の適用を受ける場合にあって、医療費負担の総額が自己負担限度額を超過する場合には、受給者本人が、第3に規定する対象医療に係る治療費について医療機関等が証明する肝炎治療自己負担上限額管理票（別記第12号様式）等を提示することにより、以降の自己負担をしないことができる。
- 3 知事は前号前段の申請を受理したときは、その内容を点検し、速やかに支払うものとする。

第16 治療費の返還

欺まん行為その他不正な手段により本事業に係る治療費の支給を受けた者がいるときは、知事はその全部又は一部を返還させることができる。

第17 その他

- (1) この要綱により知事に提出する書類は、申請者の住所地を所管する京都府保健所の長を経由するものとする。
- (2) この事業の関係者は、患者等に与える精神的影響とその病状に及ぼす影響を考慮して、この事業により知り得た事実の取扱いについて慎重に配慮するものとする。
- (3) 知事は、この事業をより効果的なものとするため、必要に応じて情報収集等を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年3月17日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年12月11日から施行し、平成21年10月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月26日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行し、平成23年9月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年1月27日から施行し、平成23年11月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年12月24日から施行し、平成25年11月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月10日から施行し、平成26年9月2日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月9日から施行し、平成26年12月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月26日から施行し、平成27年6月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年12月21日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月6日から施行する。ただし、第8の規定は平成30年1月1日以降に申請があったものに対し適用する。

附 則

この要綱は、平成30年8月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行し、平成31年2月26日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月24日から施行し、令和6年12月2日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月20日から施行し、令和7年12月10日から適用する。